

株 主 各 位

神奈川県藤沢市遠藤2002番地1
東京ライーター製造株式会社
代表取締役社長 落 合 久 男

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

依然として新型コロナウイルスの影響が懸念されております。株主様の安全確保のため、ご健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神奈川県藤沢市遠藤2002番地1
当社本社 1階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることからご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案】

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

【株主提案】

- 第4号議案 剰余金の処分の件
第5号議案 定款一部変更の件(1)
第6号議案 定款一部変更の件(2)
第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役会としては、第4号議案～第7号議案に反対しております。

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示が無い場合は、会社提案に賛成、株主提案に反対されたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyo-radiator.co.jp>）より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液等を配備いたします。また、当社送迎バスご利用の株主様、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。必要によりバス乗降口付近・会場入口付近で検温や出入国履歴等をお伺いさせていただき、**発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方等は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。**

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。その他、株主様と運営スタッフ等との接触を最小限にすべく、**従来行っておりましたお飲み物、お土産、控え室および招集通知（インターネット開示事項含む）のご提供に関しては中止とさせていただきます。**

株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

【修正等について】

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyo-radiator.co.jp>）に掲載させていただきます。

【インターネット開示に関する事項】

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、① 事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、② 連結計算書類の連結注記表、③ 計算書類の個別注記表につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyo-radiator.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には添付しておりません。

従いまして、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①～③の事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②～③の事項となります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症の収束時期はいまだ見通せず、非製造業では一部に弱さがみられます。

一方、海外経済は新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響や米中貿易摩擦等の不安定な情勢が続き、依然として不透明な状況にある一方で、一部の地域では持ち直しの動きがみられます。

当社グループ（当社及び連結子会社）の主要市場でありますトラック市場及び産業・建設機械市場におきましては、新型コロナウイルス感染症による景気後退期から、日本では経済活動の再開により第3四半期以降、緩やかな回復堅調が続き、中国では政府によるインフラ投資等の景気対策により需要は堅調に推移しております。アジア地域のタイでは持ち直しの動きがみられますが、インドネシアでは依然として厳しい状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループの売上高は、中国・日本を中心に第3四半期以降に販売の回復はありましたが、上期における需要減少に伴う各国での生産調整による減産等の影響により、前年度に比べ減少となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、259億96百万円（前年度比10.0%減）となりました。

利益面におきましては、売上の回復、原価低減活動により改善しているものの、上期における売上減少による限界利益の減少、藤沢工場における中・長期的な設備新鋭化に係る費用等により、営業利益は1億22百万円（前年度比83.0%減）、経常利益は3億73百万円（前年度比56.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億6百万円（前年度比17.5%増）となりました。

売上高の明細は次のとおりであります。

区 分	営 業 品 目	主 な 用 途 (装着車向、機械、装置等)	当 期 売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 率
熱 交 換 器 部 門	ラ ジ エ ー タ ー E G R ク ー ラ ー オ イ ル ク ー ラ ー イ ン タ ー ク ー ラ ー	トラック	19,166	73.7	△6.4
		バス 乗用車 油圧ショベル ブルドーザー ホイールローダー クレーン車 ミニショベル フォークリフト コンプレッサー 発電機 トラクター コンバイン 船舶			
車 体 部 品 部 門	燃 料 メ イ ン タ ン ク 燃 料 サ ブ タ ン ク 作 動 油 タ ン ク S C R タ ン ク オ イ ル パ ン フ ァ ン ガ イ ド そ の 他 板 金 製 品	トラック	6,829	26.3	△19.0
		バス 乗用車 油圧ショベル コンプレッサー 発電機			
合		計	25,996	100.0	△10.0

招 集 こ 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、ラジエーター製造設備・EGRクーラー製造設備等の新設・更新、現有設備の改修・更新及び生産性の向上を目的とし、17億29百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期 2017年度	第115期 2018年度	第116期 2019年度	第117期 2020年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	28,658	30,194	28,899	25,996
経常利益 (百万円)	1,548	1,596	863	373
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	963	1,113	90	106
1株当たり当期純利益 (円)	66.96	77.40	6.30	7.40
総資産 (百万円)	30,443	31,075	29,720	31,399
純資産 (百万円)	22,584	23,034	22,357	23,285
自己資本比率 (%)	69.0	69.0	69.7	68.6

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「世界最高の製品を提供し、全てのステークホルダーと共に発展し続ける企業となる」をコーポレートビジョンとし、引き続き、取引先のニーズに対応した製品開発に力を入れ、低コスト、高品質の製品供給に努めてまいります。

先進国を中心に動きが加速しているカーボンニュートラル化の影響もあり、今後、主要市場でありますトラック市場、建設機械市場の環境変化が一段と加速していくと想定しております。

当社グループといたしましては、環境変化に順応した経営施策の実行により、企業体質の改善と経営基盤の強化に努めてまいります。具体的な対処すべき課題としては以下のとおりであります。

- ①製品軸管理による製品競争力向上、将来戦略の実行
- ②既存拠点、商品を活用した中国、東南アジアへの新規顧客開拓
- ③xEV、FCVを含む新エネルギー車（NEV）対応商品の開発
- ④モノづくり力向上施策の実行

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社はマレリ株式会社であり、同社は当社の株式を5,770千株（持株比率40.10%）所有しております。

当社は親会社にラジエーター等を販売しており、売上高の1%は同社に対するものであります。取引に当たっては、市場価格から算定した価格及び親会社から提示された価格を検討の上、通常の見積条件で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、これらの取引は親会社から独立して最終的な意思決定を行っているとして、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ト ー シ ン テ ク ノ	百万円 15	100.0 %	自動車部品の販売
無錫塔爾基熱交換器科技有限公司	千米ドル 5,220	100.0 %	自動車部品の製造・販売
重慶東京散熱器有限公司	千米ドル 3,282	57.0 %	自動車部品の製造・販売
PT. TOKYO RADIATOR SELAMAT SEMPURNA	千インドネシアルピア 66,900	67.0 %	自動車部品の製造・販売
T R A s i a C o . , L T D .	千パーツ 3,100	49.0 %	自動車部品の製造・販売

(注) 上記子会社は全て連結しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、自動車用、その他各種用途の熱交換器、車体部品の製造・販売とこれに付帯する事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

①当 社 本社・工場 神奈川県藤沢市

②連結子会社

株式会社トーシンテクノ 本 社 神奈川県藤沢市

無錫塔爾基熱交換器科技有限公司 本社・工場 中華人民共和国江蘇省無錫市

重慶東京散熱器有限公司 本社・工場 中華人民共和国重慶市

PT. TOKYO RADIATOR SELAMAT SEMPURNA 本社・工場 インドネシア共和国バンテン州タンゲラン市

T R A s i a C o . , L T D . 本社・工場 タイ王国バンコク都

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
886名	2名増

(注) 従業員数には、臨時社員等は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
520名	2名減	41.2歳	15.9年

(注) 従業員数には、臨時社員等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,400,000株 |
| (3) 株主数 | 1,870名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
マ レ リ 株 式 会 社	5,770千株	40.10%
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	709	4.93
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	675	4.69
立 花 証 券 株 式 会 社	602	4.19
山 崎 金 属 産 業 株 式 会 社	525	3.65
佐 藤 商 事 株 式 会 社	501	3.48
STATE STREET BANK AND T RUST COMPANY 5 0 5 2 2 4	425	2.95
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300	2.09
日 新 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	300	2.09
MSIP CLIENT SECURITIES	258	1.80

(注) 持株比率は自己株式(12,083株)を控除して計算しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	林 隆 司	
代 表 取 締 役 社 長	落 合 久 男	内部監査室担当 重慶東京散热器有限公司副董事長 無錫塔爾基熱交換器科技有限公司董事長 PT.TOKYO RADIATOR SELAMAT SEMPURNA 及び TR Asia Co., LTD取締役
取 締 役	五十嵐 敦 志	プロジェクトマネジメント室長
取 締 役	田 口 洋 一	
取 締 役	高 村 藤 寿	
常 勤 監 査 役	田 中 晃	株式会社トーシンテクノ監査役
常 勤 監 査 役	松 元 良 一	
監 査 役	伊 藤 隆 治	
監 査 役	霞 末 陽 介	

- (注) 1. 取締役田口洋一氏および高村藤寿氏は社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
2. 監査役伊藤隆治、霞末陽介の両氏は社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
3. 監査役田中晃氏は、当社入社以来長きに亘り経理に携わっているほか、海外事業法人立ち上げや企画部門にも携わった経歴があり、幅広い見識と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松元良一氏は、当社入社以来長きに亘り経理に携わっているほか、経営企画にも携わった経歴があり、幅広い見識と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役伊藤隆治氏は、金融機関及び事業法人における経営の経験があり、経営に関する幅広い見識と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役霞末陽介氏は、自動車業界での長年の経験があるほか、事業法人での経営経験もあり、経営及び財務会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
7. 2020年6月25日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、村田敬氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、当社のコーポレートビジョンの実現に向けた持続的な動機づけとなることを基本方針としています。

また、透明性・合理性の確保のため、役員報酬の基本事項については任意の諮問機関であるガバナンス委員会に諮問しております。取締役の報酬等については、2006年6月29日開催の第102回定時株主総会において年額2億円以内、係員数は6名と決議頂いております。

取締役の報酬は、その枠内において固定報酬および業績連動報酬として、いずれも金銭報酬としております。

ただし、業務を執行しない取締役については固定報酬のみとしております。固定報酬については、各取締役の役職、職責、スキル、経験等を総合的に判断して設定しております。

業績連動報酬については、前年の連結の売上高・利益等の業績評価、個人・部門業績の2項目の目標達成率に応じて設定しております。

報酬額は最大で固定報酬の40%としております。

当該2項目を指標とした理由は、報酬と業績の連動性を高め、中長期的な業績の向上への士気を高めるためであります。

取締役の個々の報酬については、これらの方針に基づき取締役会により一任された代表取締役が、限度額の範囲内で決定しております。

監査役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第85回定時株主総会において月額3百万円以内、係員数は3名と決議頂いております。

その枠内において固定報酬とし、監査役会での協議により決定しております。

ロ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	66百万円 (12百万円)	66百万円 (12百万円)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	22百万円 (9百万円)	22百万円 (9百万円)	— (—)
合 計	10名 (4名)	89百万円 (21百万円)	89百万円 (21百万円)	— (—)

(注) 当事業年度に関しては売上高・利益等、特に営業利益が大幅減になったことから、業績連動報酬は不支給としております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田 口 洋 一	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、長年に亘る企業経営の豊富な経験と実績を活かし、客観的・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。特に、コーポレート・ガバナンスや法務面の制度設計等に関してはその豊富な知見を活かし、適宜経営陣に対し提言を行っております。
	高 村 藤 寿	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、長年に亘る企業経営の豊富な経験と実績を活かし、客観的・中立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。特に、開発・技術面や技術的な投資方針については長年の建設機械メーカーでの経験を活かし、積極的に提言を行っております。
監査役	伊 藤 隆 治	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、監査役会15回全てに出席し、業種を問わない経営に関する幅広い見識と財務及び会計に関する見地から発言を行っております。
	霞 末 陽 介	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席、監査役会15回全てに出席し、自動車業界での豊富な知識・経験等の見地から発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) 役員等賠償責任保険の概要

当社が締結しております役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要は次のとおりであります。

【補償地域】 全世界

【補償内容（主なもの）】

①被保険者（役員（取締役、執行役員、監査役等））がその業務の遂行に伴う行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員、その他第三者から損害賠償請求を受けた場合の賠償金（和解金を含む）および防御費用（訴訟費用、弁護士費用等）等を補償します。

上記費用には、損害賠償請求を受けるより以前に発生していた合理的かつ必要な費用を含みます。

【補償対象外となる事由（主なもの）】

①被保険者が法的資格を持たずに利益を得たことに起因する損害賠償請求

②被保険者による意図的な不正行為または詐欺的な行為（または不作為）

③契約で定められる遡及日以前に開始された（または保留中の）請求

④年金、利益の分配または従業員に関する福利厚生プログラム等に関して課せられた責任、義務についての法令、規制や規則等の違反

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人数配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、報酬見積りの計算根拠、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人として適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	21,439,236	流 動 負 債	7,784,697
現金及び預金	5,430,048	支払手形及び買掛金	3,159,830
受取手形及び売掛金	8,169,184	電子記録債務	2,457,126
商品及び製品	688,736	未払費用	1,104,732
仕掛品	321,737	未払法人税等	85,464
原材料及び貯蔵品	1,557,689	製品保証引当金	26,945
未収還付法人税等	33,646	営業外電子記録債務	253,314
預け金	4,796,113	設備関係未払金	516,273
その他	442,080	その他	181,010
固 定 資 産	9,960,186	固 定 負 債	328,983
有 形 固 定 資 産	8,616,074	退職給付に係る負債	68,243
建物及び構築物	2,459,203	繰延税金負債	82,666
機械装置及び運搬具	3,477,897	その他	178,072
工具、器具及び備品	964,333	負 債 合 計	8,113,680
土地	1,106,558	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	608,081	株 主 資 本	20,791,422
無 形 固 定 資 産	308,762	資本金	1,317,600
投 資 其 他 の 資 産	1,035,350	資本剰余金	778,300
投資有価証券	926,116	利益剰余金	18,700,109
繰延税金資産	43,793	自己株式	△4,587
その他	65,440	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	756,359
資 産 合 計	31,399,423	その他有価証券評価差額金	372,429
		為替換算調整勘定	29,926
		退職給付に係る調整累計額	354,004
		非 支 配 株 主 持 分	1,737,960
		純 資 産 合 計	23,285,743
		負 債 純 資 産 合 計	31,399,423

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	25,996,144
売上原価	23,431,039
売上総利益	2,565,105
販売費及び一般管理費	2,443,040
営業利益	122,064
営業外収益	268,486
受取利息	105,995
受取配当金	22,928
受取貸付料	2,215
受取手数料	9,061
雇用調整助成金	92,389
受取保険金	18,045
その他	17,852
営業外費用	17,304
支払利息	11,008
車両紹介制度奨励金	278
障害者雇用納付金	550
為替差損	2,709
その他	2,759
経常利益	373,246
特別利益	161
固定資産売却益	161
特別損失	85,717
固定資産除却損	7,540
減損損失	78,177
税金等調整前当期純利益	287,690
法人税、住民税及び事業税	118,490
法人税等調整額	△43,886
当期純利益	213,086
非支配株主に帰属する当期純利益	106,683
親会社株主に帰属する当期純利益	106,402

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,317,600	778,300	18,701,616	△4,587	20,792,929
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△107,909		△107,909
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			106,402		106,402
自 己 株 式 の 取 得					-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,506	-	△1,506
当 期 末 残 高	1,317,600	778,300	18,700,109	△4,587	20,791,422

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 値 差 額	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	123,919	△112,126	△82,220	△70,427	1,635,493	22,357,995
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△107,909
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						106,402
自 己 株 式 の 取 得						-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	248,509	142,052	436,225	826,787	102,467	929,254
当 期 変 動 額 合 計	248,509	142,052	436,225	826,787	102,467	927,748
当 期 末 残 高	372,429	29,926	354,004	756,359	1,737,960	23,285,743

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

貸借対照表 (2021年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	12,704,778	流 動 負 債	6,579,993
現金及び預金	7,153	電子記録債務	2,457,126
受取手形	647,982	買掛金	2,303,186
売掛金	5,641,339	未払費用	923,841
商品及び製品	314,008	未払法人税等	9,618
仕掛品	197,391	預り金	25,734
原材料及び貯蔵品	706,704	製品保証引当金	26,945
前払費用	25,369	営業外電子記録債務	253,314
未収入金	323,140	設備関係未払金	495,797
未収還付法人税等	33,646	その他	84,429
預け金	4,796,113	固 定 負 債	437,783
その他	11,930	退職給付引当金	411,707
固 定 資 産	9,057,431	その他	26,075
有 形 固 定 資 産	6,515,416	負 債 合 計	7,017,776
建築物	1,995,213	(純 資 産 の 部)	
構築物	174,611	株 主 資 本	14,372,003
機械及び装置	2,243,210	資 本 金	1,317,600
車両運搬具	48,737	資 本 剩 余 金	778,300
工具、器具及び備品	439,549	資本準備金	778,300
土地	1,106,558	利 益 剩 余 金	12,280,690
建設仮勘定	507,535	利益準備金	135,000
無 形 固 定 資 産	231,213	その他利益剰余金	12,145,690
ソフトウェア	229,510	繰越利益剰余金	12,145,690
その他	1,702	自 己 株 式	△4,587
投資その他の資産	2,310,801	評 価 ・ 換 算 差 額 等	372,429
投資有価証券	926,116	その他有価証券評価差額金	372,429
関係会社株式	474,670	純 資 産 合 計	14,744,433
関係会社出資金	790,322		
繰延税金資産	67,874		
その他	51,816		
資 産 合 計	21,762,209	負 債 純 資 産 合 計	21,762,209

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	20,681,180
売 上 原 価	19,615,849
売 上 総 利 益	1,065,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,645,098
営 業 損 失	579,768
営 業 外 収 益	288,356
受 取 利 息	15,845
受 取 配 当 金	145,019
為 替 差 益	56
受 取 賃 貸 料	4,723
受 取 手 数 料	8,644
雇 用 調 整 助 成 金	92,389
受 取 保 険 金	18,045
そ の 他	3,633
営 業 外 費 用	1,639
支 払 利 息	802
車 両 紹 介 制 度 奨 励 金	278
障 害 者 雇 用 納 付 金	550
そ の 他	9
経 常 損 失	293,051
特 別 損 失	84,591
固 定 資 産 除 却 損 失	7,465
減 損 損 失	77,125
税 引 前 当 期 純 損 失	377,643
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,786
法 人 税 等 調 整 額	△66,691
当 期 純 損 失	324,737

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,317,600	778,300	778,300	135,000	12,578,337	12,713,337	△4,587	14,804,650
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△107,909	△107,909		△107,909
当期純損失					324,737	324,737		324,737
自己株式の取得								-
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△432,647	△432,647	-	△432,647
当 期 末 残 高	1,317,600	778,300	778,300	135,000	12,145,690	12,280,690	△4,587	14,372,003

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	123,919	123,919	14,928,570
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△107,909
当期純損失			324,737
自己株式の取得			-
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	248,509	248,509	248,509
当期変動額合計	248,509	248,509	△184,137
当 期 末 残 高	372,429	372,429	14,744,433

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

東京ラヂエーター製造株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺敦子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京ラヂエーター製造株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京ラヂエーター製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

東京ラヂエーター製造株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本 洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田辺 敦子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京ラヂエーター製造株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

東京ラヂエーター製造株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 晃 ㊟

常勤監査役 松 元 良 一 ㊟

社外監査役 伊 藤 隆 治 ㊟

社外監査役 霞 末 陽 介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

利益配分につきましては、当事業年度の業績、今後の経営環境並びに事業展開等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを考慮のうえ決定することとしております。

第117期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は107,909,377円50銭となります。

なお、中間配当金については見送りとさせていただきますので年間配当金は1株につき7円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おち あい ひさ お 落 合 久 男 (1957年4月15日生)	1980年4月 日本ラヂエーター株式会社 (現マレリ株式会社) 入社 2004年4月 同社エキゾーストシステム プロダクトダイレクター 2007年4月 カルソニックカンセイルーマ ニア社 (現Marelli Ploiesti Romania S.R.L.) 社長 2011年4月 カルソニックカンセイ株式会 社 (現マレリ株式会社) コン プレッサー事業部副本部長 2014年6月 同社常務執行役員日本リージ ョン本部副本部長 2018年4月 同社常務執行役員サーマルシ ステム事業本部本部長 2019年4月 当社顧問 2019年6月 当社代表取締役社長、執行役 員社長 (現任) (重要な兼職の状況) 重慶東京散熱器有限公司副董事長 無錫塔尔基熱交換器科技有限公司董事長 PT.TOKYO RADIATOR SELAMAT S E M P U R N A コ ミ サ リ ス T R A s i a C o . , L T D . 取 締 役	2,100株
2	ひる かわ こう じ 蛭 川 耕 二 (1958年9月2日生) ※新任	1984年4月 いすゞ自動車株式会社入社 2011年2月 同社エンジン装置設計部長 2016年4月 同社PT商品企画・設計第三 部長 2018年4月 当社執行役員開発本部副本部 長 2019年6月 当社常務執行役員開発技術 本部長 (現任)	1,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	三村健二 (1963年2月12日生) ※新任	1986年4月 当社入社 2008年4月 当社営業第一部長 2015年4月 当社カスタマーグループ商用車担当部長 2016年4月 当社営業統括部長 2016年7月 当社営業統括部長(理事) 2018年4月 当社執行役員営業本部副本部長 2019年6月 当社執行役員営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) PT.TOKYO RADIATOR SELAMAT SEM PURNA 取締役 TR Asia Co., LTD. 取締役 株式会社 トーシンテクノ 取締役	6,900株
4	田口洋一 (1947年8月13日生)	1970年4月 三菱金属鋳業株式会社 (現三菱マテリアル株式会社)入社 1996年1月 同社法務室長 2001年6月 同社執行役員経営企画室長 2003年6月 同社常務執行役員 2005年6月 同社常務取締役 2009年2月 同社取締役副社長 2009年4月 株式会社SUMCO取締役社長 2012年4月 三菱マテリアル株式会社顧問(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任)	0株
5	高村藤寿 (1954年12月21日生)	1977年4月 株式会社小松製作所入社 2004年4月 同社開発本部建機第一開発センター所長 2006年4月 同社執行役員 2009年4月 同社執行役員開発本部副本部長 2010年4月 同社常務執行役員開発本部長 2011年6月 同社取締役常務執行役員開発本部長 2013年4月 同社取締役専務執行役員開発本部長 2014年4月 同社取締役CTO 2017年6月 同社顧問(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	0株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田口洋一氏及び高村藤寿氏は社外取締役候補者であります。
3. (1) 田口洋一氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
田口洋一氏は、長年に亘り経営に携わっていた経験と豊富な見識を当社の経営に反映し、また独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言と提言をいただけることを期待しているためであります。
- (2) 高村藤寿氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
高村藤寿氏は、長年に亘り建設機械メーカーにて開発事業及び経営に携わっていた経験と豊富な見識を当社の経営に反映し、また独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言と提言をいただけることを期待しているためであります。
4. 田口洋一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 高村藤寿氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は田口洋一氏および高村藤寿氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額となります。両氏が再任された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、田口洋一氏および高村藤寿氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 落合久男氏は自動車業界で長年に亘り開発に携わっており、また、グローバル企業での経営の経験があり、2019年以来当社の代表取締役社長であります。その専門的な知識と豊富なキャリアで当社グループを牽引するのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。
9. 蛭川耕二氏は長年に亘り商用車メーカーにて商品企画、設計および開発に携わっており、2018年に当社執行役員に就任して以降も、その専門的な知識と豊富なキャリアで開発技術本部の陣頭指揮を執っていることから、取締役候補者といたしました。
10. 三村健二氏は当社入社以来長年に亘り営業部門に携わっている他、原価低減活動の陣頭指揮を執っており、その豊富な経験から適任であると判断し、取締役候補者といたしました。
11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時に同内容で更新する予定でございます。
当該保険の概要については本招集ご通知の13頁に記載のとおりです。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田中晃氏、霞末陽介氏の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	田中晃 (1954年10月29日生)	1973年4月 当社入社 2005年4月 当社経理部長 2014年11月 当社経理ファイナンスコントローラー 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	7,600株
2	霞末陽介 (1955年7月5日生)	1978年4月 日産自動車株式会社入社 1998年7月 日産ファイナンス株式会社監査役 2000年4月 日産ファイナンス株式会社取締役 2005年4月 日産工機株式会社監査役 2006年11月 日産ビジネスサービス株式会社執行役員 2016年4月 同社監査役 2016年6月 ジャトコ株式会社監査役 2017年6月 当社社外監査役(現任) 2019年7月 日産トレーディング株式会社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 霞末陽介氏は社外監査役候補者であります。
3. 田中晃氏を監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
田中晃氏は、当社入社以来長年に亘り経理に携わったほか、海外事業法人立ち上げや企画部門にも携わった経歴があり、2017年以来、当社監査役としてその豊富な知見を活かし適切な監督機能を果たしていることから適任と判断しました。
4. 霞末陽介氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
霞末陽介氏は、自動車業界での長年の経験があるほか、事業法人での経営経験もあり、2017年以来、当社監査役としてその豊富な経験と幅広い見識を活かし、適切な監督機能を果たしていることから適任と判断しました。
5. 田中晃氏および霞末陽介氏が監査役に就任した場合は、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額となります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

6. 霞末陽介氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 霞末陽介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時に同内容で更新する予定でございます。当該保険の概要については本招集ご通知の13頁に記載のとおりです。

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案から第7号議案までは、株主様1名からのご提案によるものであります。なお、提案株主から通知された議案の要領および提案の理由は原文のまま記載しております。

第4号議案 剰余金の処分の件

①議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金370円

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、金53億2,353万円）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

② 提案の理由

当社が債務の大部分の返済を終えた2007年3月期以降、当社の現金および現金同等物の残高は、3億円から99億円に増え（2020年12月31日時点）、この額は、2021年2月19日時点の時価総額74億円の134%に相当します。このような異常な現金過多の状態であるにもかかわらず、当社の配当性向は、直近10年平均で20%を下回る程度であり（2011年3月期から2020年3月期の10年間。但し、2020年3月期の配当性向は、当該期においては純損失が発生しているため、計算に含めていない。）、さらに2021年3月期の中間配当は、無配という結果となっています。

コーポレートガバナンス・コードの原則1-3において、「上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。」と規定されているとおり、コーポレートガバナンス・コードは、上場会社が資本政策の基本的な方針について説明することを重視しています。しかしながら、当社は、この異常な現金過多の状態を解決するための明確な資本政策を公開していない状況にあり、これは、当社の株式が低く評価されている一因となっているものと思われます。

加えて、当社の親会社であるマレリ株式会社（以下「マレリ」といいます。）への預け金は、約55億円もあり、このような不透明かつ巨額な預け金は、親会社と当社のその他の株主間の利益相反の観点から廃止されるべきです。約55億円もの当社の資産は、当社の株主にとって公平に還元されるべきであるにもかかわらず、現時点では親会社であるマレリの意向に支配されており、マレリは当社のその他の株主の犠牲の下に親会社としての特権を乱用しているといえます。

また、提案者は、この預け金の利回りについて約0.4%と推測しており（2020年3月期の有価証券報告書のマレリとの取引に記載の受取利息および預け金をもとに試算。）、当社はこれをリターンが高いと判断していますが、この利回りは、当社の資本コストをはるかに下回っており、この預け金を原資に成長投資を行い、より高いリターンを生み出すか、又は株主に還元することの方が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資することは明らかです。

当社においては、現時点でこの預け金相当の資金を成長投資に充当する投資計画は策定されていないようですので、この預け金を廃止することで生じた剰余金を株主に適切に還元することが重要であります。

したがって、提案者は、当社がこの預け金の大部分である金53億2,353万円を特別配当総額とし、2021年3月期末において1株当たり370円の特別配当を実施することを提案します。（特別配当総額は一株当たり370円の特別配当に、2021年3月期第3四半期決算短信に記載の2021年3月期第3四半期末の発行済み株式数（自己株式を除く。）14,387,917株を掛けて計算。）

○取締役会の意見：本議案に反対します

剰余金の処分につきましては、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるため内部留保の充実等を勘案しつつ、株主に対する安定的な配当を継続することを当社の方針としております。

2021年3月期中間配当におきましては、当社を取り巻く環境や企業業績を鑑み、誠に不本意ながら見送りとさせていただきますが、期末配当に関しては前期水準、また、2022年3月期の年間配当につきましては2021年5月13日に公表の通り、2019年3月期と比較し、増配予定でございます。

自動車業界は大きな変革期であり、これまで以上の投資が必要と考えております。内部留保に関しては、不測の事態に備えるための十分な額を勘案しつつ、次世代製品開発を始めとした戦略を実践し、将来に向けた目標を達成していくために、相当程度の継続投資を今後行っていく予定であります。

なお、マレリ株式会社への預け金に関しては、資金の拘束性はなく、マレリ株式会社の意向に支配されているものではございません。

第5号議案 定款一部変更の件(1)

①議案の要領

現行の定款を以下のとおり変更するものとする（変更箇所には下線を付す。）。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第1章総則

第1条から第3条 [現行どおり]

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条から第18条 [現行どおり]

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(定員)

第19条 当社の監査等委員でない取締役は10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 当社の監査等委員である取締役および監査等委員でない取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。

②[現行どおり]

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条および第23条 [現行どおり]

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役にその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

(監査等委員会の招集)

第26条 監査等委員会を招集するには、会日より3日前に各監査等委員にその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第27条 [現行定款第26条のとおり]

(取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第29条 [現行定款第27条のとおり]

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第31条 [現行定款第28条のとおり]

現行定款第29条から第36条 [削除]

第5章計算

第32条から第35条 [現行定款第37条から第40条のとおり]

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②提案の理由

現状、当社は監査役会設置会社ですが、コーポレート・ガバナンスを強化し、かつ、意思決定を迅速化させる観点から、監査等委員会設置会社に移行すべきです。

監査等委員会を設置することにより、監査等委員が取締役会の構成員となり、議決権を行使することになるため、取締役会の監督機能の実効性が担保されるとともに、コーポレート・ガバナンス体制が強化されます。特に、当社は上場子会社であり、親会社であるマレリとその他株主との公平性を配慮すべき立場ですが、取締役会長の林隆司氏と代表取締役社長の落合久男氏はマレリの出身です。そのため、マレリとの関係を重視し、その他株主の利益を損なう可能性のある決議には注意を払う必要があり、取締役会の監督機能は現状よりも強化されるべきです。

また、現行の監査役会設置会社の構造では、貴重な取締役会の議事が些細な議案や報告事項に多くの時間が割かれてしまうとの弊害が生じてしまうことがあり、このような場合、本来取締役会で多くの時間を割くべきである長期的な戦略や全体像について協議する時間が十分に確保されないこととなります。そこで、監査等委員会設置会社に移行した上で、取締役会の業務執行権限の全部または一部を取締役に委任することにより、業務執行と監督機能を分離させ、コーポレート・ガバナンスの強化と迅速な意思決定の両立を目指すことが可能になります。

○取締役会の意見：本議案に反対します

当社は、監査等委員会設置会社への移行が必ずしもコーポレート・ガバナンス強化に繋がるものではないと考えております。

当社はDOA規程（決裁権限規程）を定め各会議体に適切に決裁権限を委譲していることから、取締役会では長期的な戦略等について十分に議論していません。

また、当社の取締役体制は社内取締役3名、社外取締役2名の5名の体制ですが、社外取締役2名においては他社における豊富な経験や知見があり、取締役会において将来にわたる提案を行うなど、積極的な意見をいただいております。監査役体制は社内2名社外2名の4名の体制ですが、常勤監査役が経営会議等社内の主要な会議にも陪席し適宜発言を行うなど執行サイドのモニタリングを行うとともに、当社内部監査室とも連携し的確な監査を行っております。また、各監査役は独任制であり、単独で権限行使できるという強い監査権限をもち、監査役会は取締役会から独立した機関であるため、より厳しい監査が期待できます。このような仕組みを持つ監査役会設置会社の監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。

第6号議案 定款一部変更の件(2)

①議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第6章 計算」を「第7章 計算」へ変更の上、第37条以降を、各々5条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第6章 指名委員会・報酬委員会

(指名委員会・報酬委員会の設置)

第37条 取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する。

(指名委員会・報酬委員会の構成)

第38条 指名委員会および報酬委員会それぞれの委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

(指名委員・報酬委員の任期及び選任)

第39条 指名委員会および報酬委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②指名委員会および報酬委員会の委員は、定時株主総会が終了した後に開催される取締役会の決議によって選任する。ただし、委員の退任その他必要な場合には、当該委員を臨時取締役会にて選任することができる。

(指名委員会・報酬委員会への諮問事項)

第40条 指名委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、指名委員会の意見を尊重して、その決定を行う。

- 1.株主総会に提出する取締役の選任または解任議案の原案の決定
- 2.取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定、解職、職務分担の原案の決定
- 3.取締役の選定方針の決定
- 4.その他、取締役の選解任に関する事項

②報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、報酬委員会の意見を尊重して、その決定を行う。

- 1.株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案の決定
- 2.取締役ごとの具体的な報酬額の決定
- 3.その他、取締役報酬に関する事項

(指名委員会・報酬委員会規則)

第41条 指名委員会および報酬委員会に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める指名委員会・報酬委員会規則による。

②提案の理由

現状、当社は、代表取締役に対し、株主総会に付議する取締役候補者の選任および各取締役の報酬の決定を一任しています。社外取締役2名と社外監査役2名および社内取締役2名で構成するガバナンス委員会に役員報酬の基本方針や取締役候補者選任を諮問していますが、ガバナンス委員会に出席する取締役は、社内取締役の五十嵐敦志氏を除く全員であることを踏まえると、取締役会との差別化が大きくは図られておらず、形骸化しています。

しかし、取締役候補者の選任および各取締役の報酬という重大な事項の決定は、当社の全てのステークホルダーの利益促進のために、社外取締役の知見や見解を活用して合理的になされるべきであり、そのためにも独立した諮問機関により、決定のプロセスを明確化しなければなりません。

また、コーポレートガバナンス・コードの補充原則4-10①において、「上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。」と規定されているとおり、コーポレートガバナンス・コードは、任意の指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問機関の設置を上場会社に要請しています。

そこで、提案者は、取締役の選解任および取締役の報酬等の決定のプロセスを明確化するために、当社が、過半数が社外取締役で構成される指名委員会および報酬委員会を設置することを提案します。

○取締役会の意見：本議案に反対します

当社では現在、任意の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しており、その中で、役員報酬基本方針や役員選任について諮問しております。委員会の構成は、独立社外役員4名と社内取締役2名となっており、様々な知見や経験を有した社外役員を中心に、当社を取り巻く環境や企業状況を鑑み、取締役の選任基準、ならびに当社の取締役として求められる資質・経験・スキル・多様性などの評価に基づき、取締役会へ候補者を答申しております。その後、取締役会での審議を経て、株主総会へ付議する取締役候補者を決定しております。

また、役員報酬基本方針についても、ガバナンス委員会において企業業績を踏まえ、求められる力量や知見等について忌憚のない意見をいただいた上で、決定しておりますので、これらに加えての指名委員会・報酬委員会の設置について定款変更をする必要性はないと考えております。

なお、社内情報の最大限の活用のためには、ガバナンス委員会の構成委員に社内取締役が不可欠だと考えておりますが、独立社外役員と社内取締役とのバランスについて議論を重ねた結果、2021年6月25日開催予定の株主総会終結後は独立社外役員4名と社内取締役1名の構成にする予定です。

招集
ご
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

①議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額を、年額2億円の報酬限度額とは別に、年額1,300万円以内と設定する。具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定する。年間の譲渡制限付株式数の付与数については、中長期的会社計画に基づいたポイント制に依るものとし、付与された譲渡制限付株式は、取締役の退任後にのみ現金に転換できるものとする。

②提案の理由

コーポレートガバナンス・コードの原則4-2には、「経営陣の報酬については、長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである」と記載され、コーポレートガバナンス・コードは、経営陣の報酬についてインセンティブ付けを行うよう要請しています。

しかしながら、2020年3月期においては、当社の役員報酬の全額が、固定報酬として支給されており、その固定報酬は、業績の前期増減、計画の達成度を総合的に評価し、職責と成果を反映させる体系となっていました。また、2021年3月23日には業績連動報酬の導入が発表されましたが、この業績連動報酬は、前年の連結の売上高・利益等の業績評価、個人・部門業績の目標達成率が反映される体系であり、報酬の決定要因は固定報酬のみの報酬体系と差異があるようには見受けられません。

そこで、提案者は、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした年額1,300万円を上限とする譲渡制限付株式報酬制度を提案します。譲渡制限付株式報酬の導入は、報酬の中長期的業績との連動制を高め、取締役に對して企業価値を持続的に向上させるとともに、株主と一層の価値共有を促進する健全なインセンティブを与えることとなります。さらに、譲渡制限付株式報酬制度を採用することで、報酬の決定プロセスの透明性も担保することが可能となります。

当社は役員持株会を通じて、役員が毎月ある一定の株式を購入していますが、提案者は、この株式購入制度を廃止し、譲渡制限付株式を報酬体系に組み込む方が取締役の上記インセンティブに繋がると考えます。

○取締役会の意見：本議案に反対します。

当社は、業務を執行する取締役に関しては、報酬と業績の連動性を高め、中長期的な業績の向上への士気を高めることを目的とし、業績連動報酬を導入しております。また、役員が当社株式を保有することの意義につきましては十分認識しており、役員持株会を導入し、毎月一定額を購入しており、より長期的なインセンティブに寄与するとともにそれにより株主目線を保持しているものと考えます。

なお、自社のインセンティブ制度として企業価値向上のためには、どのような制度が適切であるか譲渡制限付株式報酬制度を含め論議しております。

以上

招集ご通知

事業報告

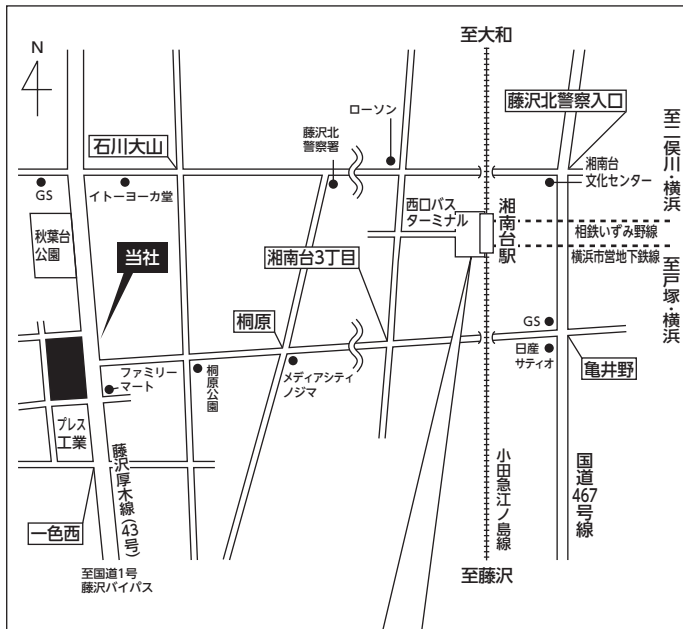
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県藤沢市遠藤2002番地 1
 当社本社 1階会議室



《交通のご案内》

小田急江ノ島線、相鉄いずみ野線、横浜
 市営地下鉄線「湘南台駅」下車
 西口より車で約12分

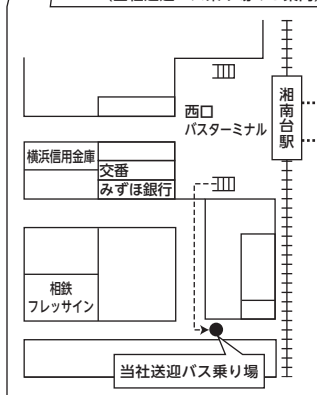
《送迎バスのご案内》

当日、会場への送迎バスを次のとおり
 運行しますので、ご希望の方はご利用
 ください。

送迎バス発車時刻 午前9時20分
 (発車場所は右図をご参照ください。)

お車で越しの方は、上図をご参照く
 ださい。

(当社送迎バス乗り場のご案内)



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

